

判例速報

模範六法／法務六法

2022

令和4年版

模範六法、法務六法をご愛用いただきありがとうございます。追録として「判例速報」をここにお届けいたします。

「模範六法」のあゆみは、同書巻末に示してあります通り、大正10年に「模範六法全書」として創刊して以来戦時中の一時期を除き今日まで100余年に渡り刊行を続けております。その間、早くも昭和9年には参照条文を付したのをはじめ、昭和32年版において初めて判例を挿入し、以後、46年版、57年版、62年版、平成9年版において大改訂を行い、内容の充実に努めてまいりました。平成27年版では、紙面・装丁をリニューアルいたしました。

また、令和3年版より、精選した法令を、実用性を追求した収録順で配置し、携帯性を追求した、法律実務家とその志望者・受験生に向けた判例付き六法「法務六法」新創刊いたしました。「模範六法」「法務六法」を幅広く皆様のお役に立てていただければ幸いです。

今回の「判例速報」には、重要判例要旨を35件掲載いたしました。また「模範六法」「法務六法」2022年版の内容現在以後公布された法令中、本書に關係する改正法令を紹介いたしました。

昭和49年版に追録を発刊して以来、今回の「判例速報」で第49号となりました。今後とも読者諸賢のご意見を承りながら一層の充実をはかりたいと思います。

2022年3月1日

三省堂編修所

目次

重要判例要旨集	3
憲法編 (5 件)	3
行政法編 (8 件)	3
民法編 (3 件)	8
商法編 (2 件)	10
民事訴訟法編 (5 件)	10
刑法編 (3 件)	11
刑事訴訟法編 (7 件)	12
経済法編 (2 件)	13
おもな改正法令の紹介	14
商法編 (2 件)	14
刑事訴訟法編 (4 件)	16
社会法編 (1 件)	19
経済法編 (9 件)	19
模範六法 2022 年版・正誤訂正	27

重要判例要旨集

ここでは、原則として令和3年1月から12月に至る1年間の主要な判例あるいは決定の要旨35件を掲載した。

編修部

【憲法編】

1 固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求事件

●憲法20条3項

- 市長が市の管理する都市公園内に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料の全額を免除した行為が、憲法20条3項に定める政教分離原則に違反するとされた事例。（最判令3・2・24民集75-2-29）

2 要指導医薬品指定差止請求事件

●憲法22条1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律36条の6第1項・3項

- 要指導医薬品の販売または授与方法を制限する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律36条の6第1項および3項は憲法22条1項に違反しない。（最判令3・3・18民集75-3-552）

3 執行停止申立事件

●憲法22条1項、地方自治法244条、大阪府立労働センター条例3条・4条

- 展示会の開催を目的とする公営施設の利用承認を同施設の指定管理者が取り消す旨の処分をしたところ、第一審において同取消処分の執行停止（効力停止）が認められ、これに対して申し立てられた即時抗告、および、特別抗告がいずれも棄却された事例。（最決令3・7・16判例未掲載）

4 市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

●憲法24条、民法750条、戸籍法74条1号

- 民法750条および戸籍法74条1号は、憲法24条に違反しない（補足意見、意見および反対意見がある）。（最大決令3・6・23判タ1488-94）

5 情報不開示決定取消等請求事件

●行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項

- 刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項所定の保有個人情報にあたらぬ（補足意見がある）。（最判令3・6・15民集75-7-3064）

【行政法編】

6 各損害賠償請求事件

●1、2につき、国家賠償法1条1項、労働安全衛生法22条・23条・27条・57条1項
3～5につき、民法719条1項後段

○1 屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価し得る建設現場の内部における建設作業（石綿吹付け作業を除く）に従事する者が、石綿粉じんにはばく露したことにより石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、石綿に係る規制を強化する昭和50年の改正後の特定化学物質等障害予防規則が一部を除き施行された同年10月1日以降、労働大臣が、労働安全衛生法に基づく規制権限を行使して、通達を発出するなどして、石綿含有建材の表示および石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示として、石綿含有建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があることならびに石綿含有建材の切断等の石綿粉じんを発散させる作業およびその周囲における作業をする際には必ず適切な防じんマスクを着用する必要があることを示すように指導監督をせず、また、同法に基づく省令制定権限を行使して、事業者に対し、上記の屋内作業場と評価しうる建設現場の内部において上記各作業に労働者を従事させる場合に呼吸用保護具を使用させることを義務付けなかったことは、上記の建設作業に従事して石綿粉じんにはばく露した労働者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

- (1) 昭和50年当時、建設現場は石綿粉じんにはばく露する危険性の高い作業環境にあったところ、国による石綿粉じん対策は不十分なものであり、建設作業従事者に石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じていた。
- (2) 昭和33年には、石綿肺に関する医学的知見が確立し、昭和47年には、石綿粉じんにはばく露することと肺がんおよび中皮腫の発症との関連性ならびに肺がんおよび中皮腫が潜伏期間の長い遅発性の疾患であることが明らかとなっていた。
- (3) 国は、昭和48年には、石綿のがん原性が明らかとなったことに伴い、石綿粉じんに対する規制を強化する必要があると認識し、昭和50年には、石綿含有建材を取り扱う建設作業従事者について、石綿関連疾患に罹患することを防止する必要があると認識していた。
- (4) 国は、昭和48年頃には、建設作業従事者が、当時の通達の示す抑制濃度を超える石綿粉じんさらされている可能性があることを認識することができたのであり、建設現場における石綿粉じん濃度の測定等の調査を行えば、石綿吹付け作業に従事する者以外の上記の屋内作業場と評価しうる建設現場の内部における建設作業従事者にも、石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じていることを把握することができた。

2 屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価しうる建設現場の内部における建設作業（石綿吹付け作業を除く）に従事する者が石綿粉じんにはばく露したことにより石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、石綿に係る規制を強化する昭和50年の改正後の特定化学物質等障害予防規則が一部を除き施行された同年10月1日以降、労働大臣が、労働安全衛生法に基づく規制権限を行使して、通達を発出するなどして、石綿含有建材の表示および石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示として、石綿含

有建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があることならびに石綿関連建材の切断等の石綿粉じんを発散させる作業およびその周囲における作業をする際には必ず適切な防じんマスクを着用する必要があることを示すように指導監督をしなかったことは、上記の建設作業に従事して石綿粉じんにばく露した者のうち同法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係においても、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

- (1) 昭和50年当時、建設現場は石綿粉じんにばく露する危険性の高い作業環境にあったところ、国による石綿粉じん対策は不十分なものであり、建設作業従事者に石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じていた。
- (2) 昭和33年には、石綿肺に関する医学的知見が確立し、昭和47年には、石綿粉じんにばく露することと肺がんおよび中皮腫の発症との関連性ならびに肺がんおよび中皮腫が潜伏期間の長い遅発性の疾患であることが明らかとなっていた。
- (3) 国は、昭和48年には、石綿のがん原性が明らかとなったことに伴い、石綿粉じんに対する規制を強化する必要があると認識し、昭和50年には、石綿含有建材を取り扱う建設作業従事者について、石綿関連疾患に罹患することを防止する必要があると認識していた。
- (4) 国は、昭和48年頃には、建設作業従事者が、当時の通達の示す抑制濃度を超える石綿粉じんにさらされている可能性があることを認識することができたのであり、建設現場における石綿粉じん濃度の測定等の調査を行えば、石綿吹付け作業に従事する者以外の上記の屋内作業場と評価しうる建設現場の内部における建設作業従事者にも、石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じていることを把握することができた。

3 被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起しうる行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件である。

4 Y1、Y2およびY3を含む多数の建材メーカーが、石綿含有建材を製造販売する際に、当該建材が石綿を含有しており、当該建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があることなどを当該建材に表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しておらず、大工らが、建設現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにばく露し、中皮腫に罹患した場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、Y1、Y2およびY3は、民法719条1項後段の類推適用により、上記大工らの各損害の3分の1について、連帯して損害賠償責任を負う。

- (1) 上記大工らは、建設現場において、石綿含有スレートボード・フレキシブル板、石綿含有スレートボード・平板および石綿含有けい酸カルシウム板第1種という種類の石綿含有建材を直接取り扱っていた。
- (2) 上記の各種類の石綿含有建材のうち、Y1、Y2およびY3が製造販売したものが、上記大工らが稼働する建設現場に相当回数にわたり到達して用いられていた。
- (3) 上記大工らが、上記の各種類の石綿含有建材を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体のうち3分の1程度であっ

た。

(4) 上記大工らの中皮腫の発症について、Y1、Y2およびY3が個別にどの程度の影響を与えたのかは明らかでない。

5 Y1、Y2およびY3を含む多数の建材メーカーが、石綿含有建材を製造販売する際に、当該建材が石綿を含有しており、当該建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があることなどを当該建材に表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しておらず、大工らが、建設現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにはく露し、石綿肺、肺がんまたはびまん性胸膜肥厚に罹患した場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、Y1、Y2およびY3は、民法719条1項後段の類推適用により、上記大工らの各損害の3分の1について、連帯して損害賠償責任を負う。

(1) 上記大工らは、建設現場において、石綿含有スレートボード・フレキシブル板、石綿含有スレートボード・平板および石綿含有けい酸カルシウム板第1種という種類の石綿含有建材を直接取り扱っていた。

(2) 上記の各種類の石綿含有建材のうち、Y1、Y2およびY3が製造販売したものが、上記大工らが稼働する建設現場に相当回数にわたり到達して用いられていた。

(3) 上記大工らが、上記の各種類の石綿含有建材を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体のうち3分の1程度であった。

(4) 上記大工らの石綿肺、肺がんまたはびまん性胸膜肥厚の発症について、Y1、Y2およびY3が個別にどの程度の影響を与えたのかは明らかでない。(最判令3・5・17民集75-5-1359)

7 住民訴訟による違法確認請求事件

●地方自治法1条の2第1項

○県知事が管弦楽団による演奏会に出席したことは、県がその事業の一環として当該演奏会を共催したものであるなど判示の事情の下では、公務に該当する。(最判令3・5・14判時2502-9)

8 地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件

●1、2につき、地方自治法245条の7第1項、漁業法(平30法95改正前)65条2項1号、水産資源保護法(平30法95改正前)4条2項1号、沖縄県漁業調整規則(昭47沖縄県規則143。令2沖縄県規則53改正前)33条2項・41条1項・2項

2につき、公有水面埋立法2条2項・4条1項・13条ノ2・42条1項・3項、行政手続法5条

○1 沖縄県漁業調整規則(昭47沖縄県規則143。令2沖縄県規則53改正前)41条1項に基づく水産動植物の採捕に係る許可に関する県知事の判断は、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用にあたりと認められる場合には、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

2 公有水面埋立法42条1項に基づく承認を受けた公有水面の埋立てに関し、埋立区域の一部について当該承認に係る願書に記載された設計の概要に含まれていない内容の地

盤改良工事を追加して行う必要があることが判明していた場合において、沖縄県漁業調整規則（昭47 沖縄県規則 143。令2 沖縄県規則 53 改正前）41 条に基づき埋立区域内に生息する造礁さんご類を埋立区域外に移植することを内容とする採捕の許可を求める申請について、県知事において審査基準にいう申請内容の必要性を認めることができないと判断したことは、当該造礁さんご類が上記地盤改良工事の対象となっている水域外における護岸造成工事の予定箇所またはその近辺に生息していたなど判示の事情の下では、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用にあたることと認められる（2 につき反対意見がある）。（最判令 3・7・6 民集 75-7-3422）

9 法人税更正処分取消請求事件

●1、2 につき、法人税法（平 27 法 9 改正前）23 条 1 項 1 号・23 条の 2 第 1 項・24 条 1 項 3 号

2 につき、法人税法（平 30 法 7 改正前）24 条 3 項、法人税法施行令（平 27 政令 142 改正前）23 条 1 項 3 号

- 1 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、その全体が法人税法（平 27 法 9 改正前）24 条 1 項 3 号に規定する資本の払戻しに該当する。
- 2 法人税法（平 27 法 9 改正前）24 条 1 項に規定する株式または出資に対応する部分の金額の計算方法について定める法人税法施行令（平 27 政令 142 改正前）23 条 1 項 3 号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の当該払戻し直前の払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金および資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、当該払戻しにより減少した資本剰余金の額を超える当該払戻し直前の払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である。（最判令 3・3・11 民集 75-3-418）

10 相続税更正処分等取消請求事件

●相続税法（平 18 法 10 改正前）32 条 1 号・35 条 3 項 1 号、相続税法（平 23 法 114 改正前）55 条、行政事件訴訟法 33 条 1 項

- 未分割遺産の課税の定めに従って期限内に相続税申告がなされた後にされた増額更正処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合において、課税庁は、相続税法（平 18 法 10 改正前）32 条 1 号の規定による更正の請求に対する処分および同法 35 条 3 項 1 号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額等を用いて税額等を計算すべき義務を負わないとされた事例。（最判令 3・6・24 民集 75-7-3214）

11 過誤納付金還付等請求事件

●地方税法 17 条・331 条 6 項、国税徴収法（平 26 法 10 改正前）129 条 1 項 1 号、国税徴収法（平 30 法 7 改正前）129 条 1 項 1 号、民法（平 29 法 44 改正前）489 条、民法 488 条 4 項

- 複数年度分の普通徴収に係る個人の住民税（市町村民税および道府県民税）を差押えに係る地方税とする滞納処分において、当該差押えに係る地方税に配当された金銭であって、その後に減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の住民税に充当されていたものは、その配当時にあって当該差押えに係る地方税のうち他の年度分の住民税が存在する場合には、民法（平 29 法 44 改正前）489 条の規定に従って

当該住民税に充当される。(最判令3・6・22民集75-7-3124)

12 被災者生活再建支援金支給決定取消処分取消請求本訴、不当利得返還請求反訴、不当利得返還請求事件

●被災者生活再建支援法(令2法69改正前)2条2号、被災者生活再建支援法3条1項

○東日本大震災により被害を受けた世帯が大規模半壊世帯に該当するとの認定の下に被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援金の支給決定がされた場合において、当該世帯の居住する住宅の被害の程度が客観的には半壊に至らないものであったなど判示の事情の下では、当該決定をした被災者生活再建支援法人は、上記認定に誤りがあることを理由として、当該決定を取り消すことができる。(最判令3・6・4民集75-7-2963)

13 不当利得返還請求事件

●補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律7条3項・22条

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律22条に基づくものとして各省各庁の長から権限の委任を受けた機関により補助事業者等に対してされた補助金相当額の納付を条件とする間接補助事業等により取得された財産の処分の承認は、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、補助事業者等は間接補助事業者等に対し事業により取得した財産の処分についての承認をしようとするときはあらかじめ上記機関の承認を受けなければならない旨の同法7条3項による条件に基づいてされたものとして適法である。

- (1) 同法22条に基づく承認は、これを得ることなく補助事業等により取得された財産が処分され、補助事業者等により補助金等の交付の目的に沿って使用されなくなる事態に至ることを防止することを目的とするところ、同法7条3項による上記条件に基づく承認も、これを得ることなく補助金の交付の目的が達成しえなくなる事態に至ることを防止することを目的とする。
- (2) 同法22条に基づく承認を得たうえでの財産の処分であれば、同法17条1項により補助金等の交付の決定が取り消されることはないのと同様に、同法7条3項による上記条件に基づく承認を得たうえでの財産の処分も、これにより補助金の交付の決定が取り消されることはないうえ、同法22条に基づく承認に際しては、補助事業者等において補助金等の全部または一部に相当する金額を納付する旨の条件を付すことができるのと同様に、同法7条3項による上記条件に基づく承認に際しても、補助事業者等において交付された補助金の範囲内の金額を納付する旨の条件を付すことができる。
- (3) 同法22条に基づくものとして上記の財産の処分の承認をした機関において、仮に同条に基づき当該承認をすることができないという認識であった場合に、同法7条3項による上記条件に基づき承認をしなかったであろうことをうかがわせる事情は見当たらない(補足意見がある)。(最判令3・3・2民集75-3-317)

【民法編】

14 損害賠償請求事件

●民法709条

○屋外の建設現場における石綿含有建材の切断、設置等の作業に従事する者が石綿粉じんによりばく露したことにより肺がん罹患した場合において、次の(1)～(3)など判示の事情

の下では、建材メーカーが、昭和50年から平成2年までの期間に、自らの製造販売する石綿含有建材を使用する上記作業に従事する者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識することができたとはいえず、上記期間に、上記の者に対し、上記石綿含有建材に当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があることなどの表示をすべき義務を負っていたとはいえない。

- (1) 上記作業に係る石綿粉じん濃度の測定結果には低い数値が示されている。
- (2) 上記作業に従事する者が石綿含有建材の切断作業に従事するのは就業時間中の限られた時間であり、上記測定結果は主にその切断作業をしている限られた時間につき個人ばく露濃度を測定したものであることからすれば、上記の者が就業時間を通じてばく露する石綿粉じんの平均濃度は上記測定結果より低い数値になるということができる。
- (3) 上記測定結果は、全体として屋内の作業に係る石綿粉じん濃度の測定結果を大きく下回るところ、これは、屋外の作業場においては、屋内の作業場と異なり、風等により自然に換気がされ、石綿粉じん濃度が薄められるためであることがうかがわれる。(最判令3・5・17民集75-5-1359)

15 損害賠償請求事件

●民法719条1項後段、民事訴訟法247条

○次の(1)から(5)までの手順による立証方法により、特定の建材メーカーの製造販売した石綿含有建材が特定の建設作業従事者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していたとの事実が立証されうることを一律に否定した原審の判断には、経験則または採証法則に反する違法がある。

- (1) 国土交通省および経済産業省により公表されているデータベースに掲載されるなどした石綿含有建材を複数の種別に分類し、そのうち、建設作業従事者らの職種ごとに、直接取り扱う頻度が高く、取り扱う時間も長く、取り扱う際に多量の石綿粉じんにばく露するといえる種別を選定する。
- (2) 上記のとおり選定された種別に属する石綿含有建材のうち、上記建設作業従事者らが建設作業に従事していた地域での販売量がわずかであるものなどを除外し、さらに、上記建設作業従事者ごとに、建設作業に従事した期間とその建材の製造期間との重なりが1年未満である可能性のあるものなどを除外する。
- (3) 上記(1)および(2)により上記建設作業従事者ごとに特定した石綿含有建材のうち、同種の建材の中での市場占有率がおおむね10%以上であるものは、その市場占有率を用いた確率計算を考慮して、上記建設作業従事者の作業する建設現場に到達した蓋然性が高いものとする。
- (4) 上記建設作業従事者がある取り扱った石綿含有建材の名称、製造者等につき具体的な記憶に基づいて供述等をする場合には、その供述等により上記建設作業従事者の作業する建設現場に到達した石綿含有建材を特定することを検討する。
- (5) 建材メーカーらから、自社の石綿含有建材につき販売量が少なかったことなどが具体的な根拠に基づいて指摘された場合には、その建材を上記(1)から(4)までにより特定したものから除外することを検討する。(最判令3・5・17民集75-6-2303)

16 損害賠償請求事件

●民法（平 29 法 44 改正前）724 条

- 交通事故による車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の民法（平 29 法 44 改正前）724 条前段所定の消滅時効は、身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が上記車両損傷を理由とする損害を知ったときから進行する。（最判令 3・11・2 裁判所時報 1779-1）

【商法編】

17 株主総会議事録閲覧謄写請求事件

●会社法 182 条の 4 第 1 項・182 条の 5 第 5 項・318 条 4 項

- 会社法 182 条の 4 第 1 項に基づき株式の買取請求をした者は、同法 182 条の 5 第 5 項に基づく支払いを受けた場合であっても、上記株式の価格につき会社との協議が調いまたはその決定に係る裁判が確定するまでは、同法 318 条 4 項にいう「債権者」にあたる。（最判令 3・7・5 民集 75-7-3392）

18 損害賠償請求事件

●会社法 389 条 1 項・2 項・423 条 1 項・436 条 1 項、会社計算規則 121 条 2 項・122 条 1 項 2 号、会社計算規則（平 21 法令 7 改正前）149 条 2 項・150 条 1 項 2 号

- 監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役は、計算書類およびその附属明細書の監査を行うにあたり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、当該計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない（補足意見がある）。（最判令 3・7・19 金融商事 1629-8）

【民事訴訟法編】

19 執行判決請求、民訴法 260 条 2 項の申立て事件

●民事訴訟法 118 条 3 号、民事執行法 22 条 6 号・24 条

- 民事訴訟法 118 条 3 号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払いを命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これが上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることはできない。（最判令 3・5・25 民集 75-6-2935）

20 手数料還付申立て却下決定に対する許可抗告事件

●民事訴訟費用等に関する法律 4 条 1 項、民事訴訟法 9 条 1 項、公職選挙法 207 条

- 特別区選挙管理委員会による特別区議会議員選挙に係る当選人甲の当選無効の決定の取消しを求める請求および都選挙管理委員会による同決定に対する審査の申立てを棄却するとの裁決の取消しを求める請求と、当選人乙の当選無効を求める請求とでは、訴えで主張する利益が共通であるとはいえない。（最決令 3・4・27 判時 2500-3）

21 売却不許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●民事執行法 68 条・71 条 2 号・188 条、破産法 253 条 1 項本文

- 担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合、当該債務者の相続人は、民事執行法 188 条において準用する同法 68 条にいう「債務者」にあたらぬ。(最決令 3・6・21 民集 75-7-3111)

22 再生計画認可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●民事再生法 174 条 2 項 3 号

- 再生計画の決議について民事再生法 174 条 2 項 3 号の不認可事由があるとはいえないとされた事例。(最決令 3・12・22 判例集未掲載)

23 財産分与申立て却下審判に対する抗告一部却下等決定に対する許可抗告事件

●家事事件手続法 156 条 5 号

- 財産の分与に関する処分の審判の申立てを却下する審判に対し、夫または妻であった者である相手方は、即時抗告をすることができる。(最決令 3・10・28 裁判所時報 1779-1)

【刑法編】

24 強盗致傷、犯人隠避教唆、犯人蔵匿教唆被告事件

●刑法 61 条 1 項・103 条

- 犯人が他人を教唆して自己を蔵匿させまたは隠避させる行為をしたときは、刑法 103 条の罪の教唆犯が成立すると解するのが相当である(反対意見がある)。(最決令 3・6・9 裁判所時報 1770-24)

25 詐欺被告事件

●刑法 246 条 1 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 29 条 1 項

- 人を欺いて補助金または間接補助金等の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合、当該行為が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 29 条 1 項違反の罪に該当するとしても、裁判所は当該事実について刑法 246 条 1 項を適用することができる。(最決令 3・6・23 刑集 75-7-641)

26 覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反被告事件

●刑事訴訟法 1 条・317 条・411 条 1 号

- 警察官が、被告人の自動車内にチャック付きビニール袋を確認した旨の疎明資料を作成して同車に対する捜索差押許可状および強制採尿令状を請求して上記各令状の発付を受け、同車内から覚醒剤等の薬物を差し押さえ、被告人から尿の任意提出を受けたなどの本件の事実経過の下では、同薬物ならびに同薬物および被告人の尿に対する各鑑定書の証拠能力の判断にあたり、警察官が上記ビニール袋は同車内にないにもかかわらず上記疎明資料を作成して上記各令状を請求した事実の存否を確定せず、その存否を前提に上記各証拠の収集手続に重大な違法があるかどうかを判断しないまま、証拠能力が否定されなかったとした原判決は、法令の解釈適用を誤った違法があり、刑事訴訟法 411 条 1 号により破棄を免れない(補足意見がある)。(最判令 3・7・30 刑集 75-7-930)

【刑事訴訟法編】

27 常習特殊窃盗被告事件

●刑事訴訟法 337 条 1 号、刑法 235 条、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律 2 条

- 前訴で住居侵入、窃盗の訴因につき有罪の第 1 審判決が確定した場合において、後訴の訴因である常習特殊窃盗を構成する住居侵入、窃盗の各行為が前訴の第 1 審判決後にされたものであるときは、前訴の訴因が常習性の発露として行われたか否かについて検討するまでもなく、前訴の確定判決による一事不再理効は、後訴に及ばない。(最決令 3・6・28 刑集 75-7-909)

28 準強姦被告事件

●刑事訴訟法 400 条

- 準強姦の公訴事実につき、第 1 審が、被害者が抗拒不能であったことは認めたものの、被告人にその認識があったことには合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡し、原審が、被告人において被害者が抗拒不能状態にないと誤信するような事情がなかったかなどについて質問する必要があるとして、職権による被告人質問を実施したが、被告人が黙秘し、原審は他に事実の取調べを行わず事実誤認により第 1 審判決を破棄したなどの事情の下では、第 1 審が無罪とした公訴事実を原審が認定して直ちに自ら有罪の判決をしても、刑事訴訟法 400 条ただし書に違反しない。(最決令 3・5・12 刑集 75-6-583)

29 窃盗被告事件

●刑事訴訟法 400 条

- 被告人は行動制御能力が著しく減退していた合理的な疑いが残るため心神耗弱の状態にあったとした第 1 審判決について、その認定は論理則、経験則等に照らして不合理であるとして、事実誤認を理由に破棄し、原審において何ら事実の取調べをすることなく、訴訟記録および第 1 審裁判所において取り調べた証拠のみによって、直ちに完全責任能力を認めて自判をした原判決は、刑事訴訟法 400 条ただし書に違反する。(最判令 3・9・7 裁判所時報 1775-3)

30 脅迫被告事件

●刑事訴訟規則 6 条

- 管轄移転の請求が、訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合には、刑事訴訟規則 6 条により訴訟手続を停止することを要しない。(最決令 3・12・10 判例集未掲載)

31 道路交通法違反被告事件

●刑事訴訟規則 55 条、刑事訴訟法 411 条 1 号

- 判決書に裁判長の押印を欠く法令違反が判決に影響を及ぼさないとされた事例。(最決令 3・6・28 判例集未掲載)

32 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告の決定に対する再抗告事件

●心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 42 条 1 項・64 条 2 項・71 条 2 項

- 対象者が罹患しているアルコール依存について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を

行った者の医療及び観察等に関する法律 42 条 1 項にいう「対象行為を行った際の精神障害」にあらず、これにあたるとしてもアルコール依存はそれ自体としては同法に基づく医療の対象となる疾病ではないとしたうえ、対象者について同法による入院決定をした原々決定の判断が不合理であるとする説得的、具体的な根拠を示さず、原々決定の判断に重大な事実誤認があるとして原々決定を取り消した原決定には、同法 42 条 1 項、64 条 2 項の解釈適用を誤った違法がある。(最決令 3・8・30 裁判所時報 1775-1)

33 薬事法違反被告事件

●1～3につき、薬事法（平 25 法 84 改正前）66 条 1 項

- 1 薬事法（平 25 法 84 改正前）の規制する「記事を広告し、記述し、又は流布」する行為は、特定の医薬品等に関し、当該医薬品等の購入・処方等を促すための手段として、不特定または多数の者に対し、同項所定の事項を告知させる行為をいう。
- 2 薬事法（平 25 法 84 改正前）66 条 1 項の規制する特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知といえるか否かは、当該告知の内容、性質、態様等に照らし、客観的に判断するのが相当である。
- 3 高血圧症治療薬を用いた臨床試験の補助解析等の結果を取りまとめた学術論文を、専門的学術雑誌に投稿し掲載させたなどの本件事実関係の下では、同論文の同雑誌への掲載は、特定の医薬品の購入・処方等を促すための手段としてされた告知とはいえず、薬事法（平 25 法 84 改正前）66 条 1 項の規制する行為にあたらない（1につき補足意見がある）。(最決令 3・6・28 刑集 75-7-666)

【経済法編】

34 独占禁止法に基づく差止等請求事件

●独占禁止法 2 条 9 項 6 号ハ・19 条・24 条、一般指定 10 項

- インクジェットプリンターについて互換性カートリッジの販売が困難となるような設計変更が行われたことについて、不当な抱き合わせ販売であると認定された事例。(東京地判令 3・9・30 判例未掲載)

35 報酬等請求本訴、不当利得返還請求反訴、民訴法 260 条 2 項の申立て事件

●宅地建物取引業法 12 条 1 項・13 条 1 項、民法（平 29 法 44 改正前）90 条

- 宅地建物取引業法 3 条 1 項の免許を受けない者が宅地建物取引業を営むために免許を受けて宅地建物取引業を営む者からその名義を借り、当該名義を借りてされた取引による利益を両者で分配する旨の合意は、同法 12 条 1 項および 13 条 1 項の趣旨に反するものとして、公序良俗に反し、無効である。(最判令 3・6・29 民集 75-5-3340)

おもな改正法令の紹介

- 1、模範六法・法務六法 2022 年版の法令現在（令和 3 年 9 月 1 日）より後、模範六法・法務六法に収録している令和 4 年 2 月 1 日までに公布されたおもな法令を収録した。
- 2、■は模範六法・法務六法収録法令、□は模範六法のみ収録法令を示す。
- 3、模範六法で省略されている部分についての改正は割愛した。
- 4、新旧対照表方式で公布された改正については、改正後の規定のみを掲載し、冒頭に《改正後》と明記した。
- 5、法文中の漢数字は算用数字に置き換えた（号数表示を除く）。

編修部

【商法編】

■会社法施行規則

（令和 3 年 12 月 13 日法務省令第 45 号）

改正法施行日 令 3・12・13

《改正後》

（事業報告等の提供）

第 133 条 〔略〕

（事業報告等の提供の特則）

第 133 条の 2 前条第 3 項の規定にかかわらず、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供事業報告（同条第 1 項に規定する提供事業報告をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知（法第 299 条第 2 項又は第 3 項の規定による通知をいう。以下この条において同じ。）を発出する時から定時株主総会の日から 3 箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第 222 条第 1 項第 1 号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第 2 項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、同条第 3 項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第 120 条第 1 項第 5 号及び第 7 号、第 121 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の 2 から第 6 号の 3 まで、第 121 条の 2、第 125 条第 2 号から第 4 号まで並びに第 126 条第 7 号の 2 から第 7 号の 4 までに掲げる事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

- 2 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により提供事業報告に表示すべき事項が株主に対して前条第2項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。
- 4 取締役は、提供事業報告に表示すべき事項（前条第3項の事業報告に表示すべき事項を除く。）に係る情報について第1項の措置をとる場合には、株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならない。

附 則 [抄]

(失効)

第2条 この省令による改正後の会社法施行規則〔中略〕第133条（この省令により加えた部分に限る。）及び第133条の2の規定〔中略〕は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに招集の手続が開始された定時株主総会に係る提供事業報告（会社法施行規則第133条第1項に規定する提供事業報告をいう。）〔中略〕の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。

■会社計算規則

(令和3年12月13日法務省令第45号)

改正法施行日、令3・12・13

《改正後》

(計算書類等の提供の特則)

第133条の2 前条第4項の規定にかかわらず、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供計算書類（同条第1項に規定する提供計算書類をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から3箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第222条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第2項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 前条第4項の措置をとる旨の定款の定めがあること。
- 二 提供計算書類及びその附属明細書（第5号において「提供計算書類等」という。）についての会計監査報告の内容に第126条第1項第2号イに定める事項が含まれている

こと。

三 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第128条第1項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。

四 第128条第2項後段、第128条の2第1項後段又は第129条第1項後段の規定により第2号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。

五 提供計算書類等が第132条第3項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

六 取締役会を設置していること。

2 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

3 第1項の規定により提供計算書類に表示すべき事項が株主に対して前条第2項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

4 取締役は、提供計算書類に表示すべき事項（前条第4項の提供計算書類に表示すべき事項を除く。）に係る情報について第1項の措置をとる場合には、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

附 則 [抄]

(失効)

第2条 この省令による改正後の〔中略〕会社計算規則〔中略〕第133条の2の規定は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに招集の手續が開始された定時株主総会に係る〔中略〕提供計算書類（会社計算規則第133条第1項に規定する提供計算書類をいう。）の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。

【刑事訴訟法編】

■ 刑事訴訟規則

（令和3年12月22日最高裁判所規則第3号）

改正法施行日、令4・4・1

第280条の2第1項及び第2項中「若しくは第20条」を「」、第20条第1項若しくは第62条第1項に改める。

第 280 条の 3 第 1 項中「又は第 20 条」を「」、第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項」に改める。

□犯罪捜査規範

(令和 4 年 1 月 11 日国家公安委員会規則第 1 号)

改正法施行日、令 4・4・1

《改正後》

〔前略〕

第 149 条 〔略〕

2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、18 歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。

第 203 条 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第 2 条第 1 項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。

（新聞発表等の際の注意）

第 209 条 少年事件について、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。ただし、特定少年（少年法第 62 条第 1 項に規定する特定少年をいう。次条及び第 215 条第 2 号において同じ。）のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑訴法第 461 条の請求がされたもの（刑訴法第 463 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 468 条第 2 項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。）を除く。）については、この限りでない。

第 210 条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

〔中略〕

第 215 条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 3 章の定めるところによる。

- 一 被疑者が少年法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。
- 二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつた場合であつて、その者が少年法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する少年（特定少年を除く。）であるとき。

〔後略〕

□刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令

(令和 4 年 1 月 4 日政令第 4 号)

改正法施行日 令 4・6・1

次に掲げる政令の規定中「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を「預託等取引に関する法律」に改める。

一～四 [略]

五 刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令 (平成 30 年政令第 51 号)
第 29 号

■少年審判規則

(令和 3 年 12 月 22 日最高裁判所規則第 3 号)

改正法施行日 [附則参照]

第 2 条第 3 項第 2 号中「第 33 条」を「法第 33 条」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第 20 条」を「第 20 条第 1 項」に、「及び第 24 条の 2」を「」、第 24 条の 2、第 62 条第 1 項及び第 64 条」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 24 条第 1 項」の下に「及び第 64 条第 1 項」を加え、同条第 2 項第 2 号中「第 20 条」を「第 20 条第 1 項及び第 62 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 18 条、第 19 条第 2 項 (第 23 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 20 条、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」に、「及び第 27 条の 2 第 5 項本文」を「」、第 27 条の 2 第 5 項本文並びに第 64 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「から第 20 条まで」を「」、第 19 条、第 20 条第 1 項」に、「又は第 24 条第 1 項」を「」、第 24 条第 1 項、第 62 条第 1 項又は第 64 条第 1 項」に改める。

第 21 条の 2 中「又は第 20 条」を「」、第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項」に改める。

第 22 条中「準用する場合を含む。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「又は第 20 条」を「」、第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第 17 条第 1 項第 2 号の措置がとられている事件について法第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項若しくは第 62 条第 1 項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者 1 人に、少年にこれらの者がないときは少年の申出によりその指定する者 1 人に、これをしなければならない。

3 第 1 項の通知は、観護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

第 22 条の 3 中「第 35 条第 1 項本文」を「法第 35 条第 1 項本文」に改める。

第 24 条の見出し中「第 20 条」を「第 20 条第 1 項等」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項中「又は第 20 条」を「」、第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「少年又は保護者が選任した」を「法第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項

の決定をする場合において、法第 10 条第 1 項の規定により選任された」に改め、同条第 2 項中「弁護士法人」の下に「(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。)」を加える。

第 24 条の 3 第 1 項中「又は第 20 条」を「 、第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項」に改める。

第 35 条の見出し及び第 36 条の見出し中「第 24 条」を「第 24 条等」に改める。

第 37 条の見出し中「第 24 条」を「第 24 条等」に改め、同条第 1 項中「第 24 条第 1 項第 1 号」の下に「又は第 64 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」を加え、「同項第 3 号」を「法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 64 条第 1 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「第 24 条第 1 項第 1 号」の下に「又は第 64 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」を加え、「同項第 2 号」を「法第 24 条第 1 項第 2 号」に改め、「同項第 3 号」の下に「又は第 64 条第 1 項第 3 号」を加える。

第 39 条の見出し中「第 24 条」を「第 24 条等」に改める。

第 54 条中「準用する第 33 条」を「準用する法第 33 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中少年審判規則第 24 条の 2 第 2 項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 33 号）の施行の日から施行する。

【社会法編】

□労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針

(令和 3 年 9 月 14 日厚生労働省告示第 335 号)

改正法施行日 令 3・9・15

《改正後》

第 3 条 [略]

2 使用者は、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(令和 3 年 9 月 14 日付け基発 914 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達)において、1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間が 1 箇月においておおむね 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。以下この項において「脳・心臓疾患」という。）の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること並びに発症前 1 箇月間におおむね 100 時間又は発症前 2 箇月間から 6 箇月間までにおいて 1 箇月当たりおおむね 80 時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならない。

【経済法編】

□特定商取引に関する法律施行令

(令和 3 年 11 月 10 日政令第 309 号)

改正法施行日 令 3・11・22

別表第2第5号中「及び同法」を「」、同法第63条の9第4項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法」に改め、「係る役務の提供」の下に「及び同法附則第3条の3第1項に規定する外国投資運用業者が行う同条第5項に規定する移行期間特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供」を加える。

□特定商取引に関する法律施行令

(令和3年12月24日政令第344号)

改正法施行日 令4・4・1

次に掲げる政令の規定中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)別表第2第41号

□特定商取引に関する法律施行令

(令和4年1月4日政令第4号)

改正法施行日 令4・6・1

[前略]

第6条中「第16条の3第4号」を「第16条の5第4号」に改める。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(法第39条第4項の政令で定める法人)

第10条の2 第3条の4の規定は、法第39条第4項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第3条の4中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と、「同条第1項前段、法第15条第1項前段又は第23条第1項前段」とあり、及び「法第8条第1項前段、第15条第1項前段又は第23条第1項前段」とあるのは「法第39条第1項前段、第2項前段又は第3項前段」と読み替えるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(法第47条第2項の政令で定める法人)

第13条の2 第3条の4の規定は、法第47条第2項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第3条の4中「同条第1項前段、法第15条第1項前段又は第23条第1項前段」とあり、及び「法第8条第1項前段、第15条第1項前段又は第23条第1項前段」とあるのは、「法第47条第1項前段」と読み替えるものとする。

[中略]

第16条の次に次の1条を加える。

(法第57条第2項の政令で定める法人)

第16条の2 第3条の4の規定は、法第57条第2項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第3条の4中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「業務提供誘引販売業を行う者」と、「同条第1項前段、法第15条第1項前段又は第23条第1項前段」とあり、及び「法第8条第1項前段、第15条第1項前段又は第23条第1項前段」とあるのは「法第57条第1項前段」と読み替えるものとする。

[中略]

附則第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

□金融商品取引法施行令

(令和 3 年 11 月 10 日政令第 309 号)

改正法施行日 令 3・11・22

第 8 条第 6 項及び第 14 条の 3 の 3 第 6 項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改める。

〔中略〕

第 36 条の 3 中「(法第 13 条第 5 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)」を削る。

〔後略〕

□金融商品取引法施行令

(令和 4 年 1 月 28 日政令第 35 号)

改正法施行日 令 4・1・29

第 1 条の 6 中「6 月」を「3 月」に改める。

〔後略〕

附 則〔抄〕

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第 1 条の 6 の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

□企業内容等の開示に関する内閣府令

(令和 3 年 11 月 10 日内閣府第 69 号)

改正法施行日 令 3・11・22

《改正後》

第 17 条の 15 〔略〕

2 〔略〕

一 〔略〕

二 保険業法第 2 条第 1 項に定める保険業（保険会社（同条第 2 項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第 17 項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第 18 項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第 271 条の 21 第 2 項に定める業務（同法第 2 条第 16 項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が 100

分の 50 を超えるものに限る。) が行うものに限る。) 及び同法第 272 条の 38 第 2 項に定める業務 (同法第 272 条の 37 第 2 項に定める少額短期保険持株会社 (当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超えるものに限る。) が行うものに限る。)

三 〔略〕

3 〔略〕

〔中略〕

第 23 条の 2 法第 27 条の 30 の 9 第 1 項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書 (同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。) に記載された事項を提供しようとする者 (以下この条において「目論見書提供者」という。) において、第 6 項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者 (以下この条において「目論見書被提供者」という。) に対し、次項各号に掲げる方法 (以下この条において「電磁的方法」という。) の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二 〔略〕

2 法第 27 条の 30 の 9 第 1 項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 〔略〕

3~7 〔略〕

第 23 条の 3 〔略〕

2 法第 27 条の 30 の 9 第 2 項において準用する同条第 1 項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 〔略〕

3~6 〔略〕

(親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第 24 条 法第 27 条の 30 の 11 第 1 項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する親会社等状況報告書に記載すべき事項 (以下この条において「記載事項」という。) を提供しようとする親会社等において、第 5 項で定めるところにより、あらかじめ、提出子会社に対し、次項各号に掲げる方法 (以下この条において「電磁的方法」という。) の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第 27 条の 30 の 11 第 1 項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 親会社等の使用に係る電子計算機と提出子会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提出子会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提出子会社の閲覧に供し、当該提出子会社の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、提出子会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、親会社等の使用に係る電子計算機と、提出子会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 第1項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - 一 第2項各号に掲げる方法のうち親会社等が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 第1項の規定による同意を得た親会社等は、提出子会社から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該提出子会社に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該提出子会社が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

□企業内容等の開示に関する内閣府令

（令和4年1月28日内閣府令第6号）

改正法施行日 令4・1・29

《改正後》

第2条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

一・二 [略]

三 募集（令第1条の6に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前3月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第9条の2において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が1億円以上となる場合における当該募集

三の二～八 [略]

第9条の2 [略]

一・二 [略]

三 募集（令第1条の6に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前3月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が5億円以上となる場合における当該募集

三の二～五 [略]

附 則 [抄]

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第3号及び第9条の2第3号、第4条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条の2第1号の2並びに第5条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第2条第2号の規定は、施行日以後に開始する有価証券の募集(法第4条第1項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

□財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(令和3年9月24日内閣府令第61号)

改正法施行日 令3・9・24

《改正後》

第8条 [略]

2~40 [略]

41 この規則において、「金融商品」とは、金融資産(金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。))をいう。第8条の6の2第6項において同じ。)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。))をいう。同項において同じ。)をいう。

42~69 [略]

第8条の6の2 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))への出資については、同項第2号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

4 投資信託等(法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。)について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない(当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。))。

5 第1項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第3号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 第1項第3号に掲げる事項を注記していない旨

- 二 当該投資信託等の貸借対照表計上額
- 三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）
- 四 貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

6～10 [3～7を繰り下げ]

第8条の7 前条（第10項を除く。）に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一～六 [略]

2～4 [略]

第8条の8 第8条の6の2（第10項を除く。）に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一・二 [略]

2～4 [略]

□財連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

（令和3年9月24日内閣府令第61号）

改正法施行日 令3・9・24

《改正後》

（金融商品に関する注記）

第15条の5の2 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第2号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

4 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5 第1項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第3号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 第1項第3号に掲げる事項を注記していない旨

- 二 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額
 - 三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）
 - 四 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）
- 6～9 [3～6 を繰り下げ]

模範六法 2022 年版・正誤訂正

模範六法 2022 年版の法人税法に誤りがございました。読者の皆様にはご迷惑をおかけして、誠に申し訳ございません。お詫びとともに、訂正をさせていただきます。

* 赤字は追加または修正、青字は削除。

第 37 条 4 項・5 項

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（**出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。**）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するものために支出した金額）は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。**ただし、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額については、この限りでない。**

第 45 条 1 項 1 号・3 号

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、**同項第十一号の二に規定する配電事業**又は同項第十四号に規定する発電事業

三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項（用語の定義）に規定する水道事業

第 55 条 4 項

七 **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による課徴金及び延滞金**

第 75 条の 4 第 5 項

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載**並びに押印**については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載**及び押印**に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

以上

©Sanseido Co.,Ltd.2022

判例速報

—模範六法・法務六法<2022>追録—

2022年3月1日

編修／三省堂編修所

発行／株式会社 三省堂

東京都千代田区神田三崎町二丁目 22 番 14 号
